

学年単独のスクール活動に係る細則

第1条 目的

この細則は伊丹ラグビースクール事務局発信以外の学年単独の活動について伊丹市地域クラブ活動に係るガイドライン（健康/安全については文部科学省スポーツ庁の規定に準拠）に照らし合わせて、スクール生の健康及び安全性、会計の明瞭化並びに継続的なスクール活動の公平性保持を目的とする。

第2条 適用範囲

この細則の範囲は学年単独で行う合宿、遠征試合、及び練習に関する活動に適用する。

第3条 伊丹市地域クラブ活動に係るガイドラインの遵守

(URL : <https://itami-club.jp/download/guideline.pdf>)

伊丹市地域クラブ活動に係るガイドライン 4条 伊丹市地域クラブ活動に係るガイドライン、7条 会費の適切な設定と保護者等の負担軽減、9条 熱中症対策、及び10条 休養日および活動時間のガイドラインを遵守すること。

第4条 事務局発信以外の追加練習/交流戦

(1) 申請及び認許

①学年単独活動を実施したい当該学年は原則、1カ月前に校長または副校長に申請すること。

申請後、スクールの行事予定及び安全性並びに申請事由を校長、副校長で認否を審議して、結果を事務局運営委員会に情報共有し、当該学年に認否連絡する。

ただし、中学部の活動は元々小学部と合致しないことから、中学部として活動する場合にはこの規定には該当しないものとする。

②学年単独の追加練習/交流戦は各学年月2回までとする。

③認許後、事務局から追加練習の場合には他学年への希望を確認し希望学年があれば、グラウンド共有すること。

中学部がグラウンドを確保した場合、小学部への利用共有を推奨するが大会前等の事由によってはグラウンド共有は義務としない。

④費用については希望学年が当該学年を含めて、2つの学年以上であれば、スクール負担とする。

なお、当該学年のみの場合にはすべて発生した費用及び苦情のあった際の対応は当該学年で処置対応を原則とする。

ただし、苦情に対しては伊丹ラグビースクールとしての対応が必要であるため、対象学年代表コーチは状況を事務局に報告を書面にて提出のうえ、スクール事務局のヒアリングを行うものとする。

また、怪我の際のスポーツ保険はスクール加入の団体保険を利用すること。

(2) 条件及び申請項目

①練習に引率するコーチは学年単位で2人以上であること。

②申請事項は以下の通り。

・実行日時及び練習時

平日2時間/日、休日3時間/日を超える練習はガイドライン上、控えること。

・場所

・引率コーチ名

・交流戦の場合は対戦相手

第5条 学年単独の合宿

(1) 申請及び認許

①追加練習と同様、1カ月前申請⇒審議⇒認許とする。

なお、宿泊を伴う遠征試合も合宿とみなす。

②追加は1回/年を目安とします。

③費用は当該学年での捻出を原則とする。

(2) 条件及び申請項目

①学年のスクール生の過半数以上参加を原則とします。

②絶対条件として、強制参加ではなく、自由参加とすること。

③引率コーチは合宿期間を通じて、全日2名以上

④申請内容

- ・合宿日程及び現地への移動手段並びに合宿場所
- ・引率コーチ及び引率保護者 氏名
- ・参加スクール生人数
- ・保険加入の有無
- ・1人当たりの概算予算

適用

(1) この細則は 2026年4月1日に施行する。